

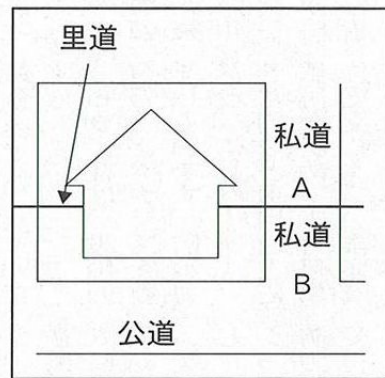
ご自身は分譲マンションにお住まいの方が、ご両親がお住まいだった実家を相続なさいました。特に実家を残しておく理由もなく、売却のための境界確定のご相談においてになりました。

法務局等で調査したところ、この敷地の真ん中に里道が通っていることが判明しました。おそろしく、イケイケドンドンの時代の開発分譲地のため、法的な手続がいろいろ減に行われていたものと思われまます。50年近く経って初めて発覚した出来事です。

この土地をきれいにするために、里道の払い下げを受けることになり、その前提として財務局と里道の境界協議が必要になります。この協議

相続 交差点

日本相続サポートセンター



他人事ではない境界トラブル

隣地の所有者は？

隣地所有者の立会い・同意を求められまなく、誰もこの私道を所有していることすらご存知ありませんでした。

隣地は特定多数の者が登記名義人です。登記名義人は、私道AとBを合わせて4世代20人に及び、その前提として財務局と里道の境界協議が必要になります。この協議

里道を管轄する財務局の担当職員は、境界協議には隣地の相続人の印鑑証明書付き同意書が必要だと言ってきました。おまけに、「全員の実印が揃う見込みが無いなら申請を

たり失踪中だったりで面談すらかないませんでした。財務局へはこの事情を説明し、それでも境界協議に応じないなら筆界確定訴訟に持ち込まざるを得ない旨を少し強めに申し入れ、相続人代表者と土地家屋調査士である私の上申書を添えることで、どうか手続を進めることができました。

結局、境界確定を完了させるまでに一年半の日数を要しました。今回は急ぎの売却ではなかったからよかったようなものの、下手をすればお客様

の資金計画が大きく狂ってしまうことになったと、この境界に関しては、ご自身だけの問題ではなく、お隣さんの事情で手

続が止まってしまったりがあります。相続に際しては、早いうちから境界だけは整備しておかれることをお勧めいたします。

日本相続サポートセンター
相続に関する専門家集団。税理士、弁護士、土地家屋調査士をはじめとしたさまざまなプロをネットワーク化し、ワンストップでサポートする体制を構築している。(HP: <http://www.souzokusupport.jp/>)
和田清人
1988年近畿大学理工学部原子炉工学科卒業。制御機器メーカー勤務を経て、2003年和田清人測量登記事務所を開設。境界問題と相続税をテーマにした講演や執筆多数。現在、大阪土地家屋調査士会広報部長。日本FP協会大阪支部幹事。

